

藤沢市消防局からのお知らせ

令和5年1月22日に神戸市兵庫区で発生した共同住宅火災では、多くの死傷者が発生しました。

出火原因は特定されておきませんが、類似の火災発生を防止するため、各戸でできる防火対策の徹底をお願いします。



住宅防火 いのちを守る 10のポイント

4つの習慣

お宅から火事を出さないために

1. 寝たばこは絶対にしない させない



・灰皿には水を入れ、吸い殻は必ず水に浸してから捨てましょう！

2. ストープの周りに 燃えやすいものを置かない

・就寝時には、
スイッチを
切りましょう！



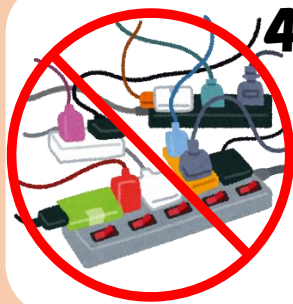
ストーブを
使う時には
火災に注意

3. こんろを使うときは 火のそばを離れない



調理中は
離れない！

・こんろの周囲に物を
置かないようにし
ましょう！



4. コンセントはほこいを清掃し、 不必要なプラグは抜く

・たこ足配線はやめま
しょう！
・劣化した電気コード
は使用しないようにし
ましょう！

6つの対策

1. 火災の発生を防ぐために、
ストーブやこんろ等は
安全装置の付いた
機器を使用する

2. 火災の早期発見のために、
住宅用火災警報器を**定期的に点検し**、
10年を目安に交換する



3. 火災の拡大を防ぐために、
部屋を整理整頓し、寝具、
衣類及びカーテンは、
防災品を使用する



4. 火災を小さいうちに消すために、
消火器等を設置し、
使い方を確認しておく



・設置場所も把握しておく。

5. お年寄りや身体の不自由な人は、
避難経路と避難方法を常に確保し、
備えておく

・避難の妨げになるものは置いておかない。

6. 防火防災訓練への参加、
戸別訪問などにより、
地域ぐるみの防火対策を行う

・火災発見時には他の入居者等に
大声で火災の発生を知らせる。

火災になった時に
命を守るために



・住宅用火災警報器は関係者(住宅の所有者、管理者又は占有者)が寝室等に設置する義務があります。
* 自火報を設置しているなど、一部を除く。
・交換する際は、連動型住宅用火災警報器を積極的に検討してください。

<問い合わせ先> 予 防 課 ☎0466-50-8249

査察指導課 ☎0466-50-3578

南消防署管理課 ☎0466-27-8181

北消防署管理課 ☎0466-45-8181

火災予防に関する情報はHPもチェック →

藤沢市
消防局

